

平成 20 年 10 月 29 日

長野市長 鷺 澤 正 一 様

長野市特別職報酬等審議会
会長 上 條 宏 之

特別職の報酬等の額について（答申）

平成 20 年 7 月 8 日付け 20 職第 22 号で諮問のありましたこのことについては、慎重に審議した結果、当審議会の意見は、別紙のとおりです。

答 申

1 本 文

市議会議員の議員報酬及び政務調査費の額並びに市長及び副市長の給料及び退職手当の額等を平成 21 年 4 月 1 日から次のとおりとすることが適当である。

(1) 議員報酬

議 長	月 額	7 2 4 , 0 0 0 円 (据置)
副議長	月 額	6 4 7 , 0 0 0 円 (据置)
議 員	月 額	6 0 0 , 0 0 0 円 (据置)

(2) 政務調査費

月 額	9 0 , 0 0 0 円 (減額)
※減額幅	7 , 0 0 0 円
ただし、9 0 , 0 0 0 円は使用できる上限額	

(3) 給 料

市 長	月 額	1 , 0 8 5 , 0 0 0 円 (据置)
副市長	月 額	8 8 9 , 0 0 0 円 (据置)

(4) 退職手当

市 長	支給割合	1 0 0 分の 5 0 (据置)
副市長	支給割合	1 0 0 分の 3 5 (据置)

2 答申理由

我が国の社会経済情勢は、10月の月例経済報告で、景気の基調判断を前月までの「このところ弱含んでいる」から「弱まっている」に下方修正するなど、厳しい局面に入っている。また、世界経済の減速や欧米における金融危機の深刻化などの影響を受け、実体経済の先行きに対する警戒感を一層強めている状況にある。

このような状況の下、長野市は、ごみ焼却施設の建設、小・中学校や市庁舎の耐震対策、斎場整備などの大型事業を行う必要に迫られており、今後の大規模な財政需要に耐え得るための体力固めとして、人件費をはじめとする経常経費の抑制に努めなければならない時にある。

しかしながら、地方分権への取組と市町村合併が進められる中、中核市であり、県都である長野市の市長をはじめとする特別職は、地方自治を推進し、市政を発展させるべく、その職責はますます重くなっており、特別職の職責に見合う報酬等が必要であると考えられる。

以上の状況を踏まえ、当審議会は、市議会議員の議員報酬並びに市長及び副市長の給料及び退職手当の額等について、次の点を総合的に勘案し、現行のまま据え置くことが適当であるとの結論に達した。

- (1) 他の中核市及び県内市と比較して、人口規模を考慮した上で、特別職の報酬等の額について、おおむね均衡が保たれていること。
- (2) 財政健全化の観点から、本市の財政指標（経常収支比率等）の数値を良好な状態に保つことが望まれること。
- (3) 本市を取り巻く社会経済情勢は、今なお厳しい状況にあり、本市一般職の給料についても、最近5年間の改定率がゼロに近いこと。

また、市議会議員の政務調査費については、議員が市政の発展のために広い視野を持ち、活発な調査研究活動を続けるために十分な額とすべきとの意見もあるが、毎年度返還が行われている現状と社会経済情勢、本市の財政状況を勘案し、一定の減額を行うことで一致した。答申の額については、近年の政務調査費の使用状況を考慮するとともに、他の中核市等との均衡を考慮した上で、市議会が、都市内分権の推進など新たな市政展開の中で果たすべき役割を一層吟味し、市民に見える活動、市民と共にまちづくりを進める活動をより活発にすることを期待し決定した。

3 附帯意見

市議会議員の政務調査費について、会派に対する交付月額、飽くまでも使途基準に従って使用できる上限額であり、残余额を市に返還する仕組みとなっていることを、市民に分かりやすく周知すべきである。また、議会広報や会議の場などを通じて、政務調査費の使途内容を積極的に市民に情報提供することにより、より高い透明性を確保した上で、交付される政務調査費を有効に使用し、市政発展のために調査研究活動を更に充実させることを強く要望する。